

**令和 8 年度第 1 回茅ヶ崎市文化財保護審議会
会議録**

議題	<p>1. 審議事項 (1) 国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存活用計画の答申（案）について (2) 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について</p> <p>2. 報告事項 (1) 文化財保護担当の令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画について (2) 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について (3) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画の策定状況について (4) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定について【非公開】</p>
日時	令 8 年 5 月 1 4 日 (木) 1 4 時 0 0 分 から 1 5 時 3 0 分 まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階特別会議室
出席者氏名	<p>(出席委員)</p> <p>近藤会長、五味委員、緒方委員、鈴木委員、相澤委員 (事務局)</p> <p>【教育推進部】森井部長【社会教育課】仲手川課長、石井課長補佐、半田課長補佐、瀧田副主幹、渡邊副主査、田中主任、風間主事、幾田主事【博物館】須藤館長、和田館長補佐、伊藤主査、金馬主任</p>
会議資料	<p>1. 審議事項 (1) 国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存活用計画の答申（案）について【資料 1-1、資料 1-2】 (2) 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について【資料 2】</p> <p>2. 報告事項 (1) 文化財保護担当の令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画について【資料 3-1、資料 3-2】 (2) 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について【資料 4】 (3) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画の策定状況について【資料 5】 (4) 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定について【非公開】</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	報告事項（4）について、特定の個人を識別する情報を取り扱うことから、茅ヶ崎市情報公開条例第 5 条第 1 号により一部非公開とします。
傍聴者数	0 人

会議録

○（仲手川社会教育課長）

- ・開会のあいさつ
- ・教育推進部長のあいさつ
- ・出欠委員の確認（過半数の成立）
- ・傍聴者の確認

○（事務局）

- ・会議資料の確認

○（仲手川社会教育課長）

それではここからは、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第6条第1項に従いまして、近藤会長に進行をお願いいたします。

○（近藤会長）

御紹介に預かりました近藤でございます。本日の会議の進行役を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。本日は文化財の保存活用計画の議題もあり、教育や地域振興などに配慮しながら、委員の皆様にはそれぞれのお立場で議論し、忌憚ない御意見をいただきたいと重ねてお願いをいたします。それではお手元の次第に従って、審議事項1から、事務局の説明をお願いいたします。

【審議事項1 国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存活用計画の答申（案）について】

○（須藤博物館長）

それでは審議事項1 国登録有形文化財藤間家住宅主屋保存活用計画の答申案につきまして御説明させていただきます。お手元の資料1-1に計画本編があらうかと思えます。またその概要版として資料1-2があらうかと思えますが、よろしいでしょうか。

本計画は、文化財保護法及び文化庁より示されております文化財建造物における保存活用計画の作成手引きに基づきまして、令和7年度より本審議会に検討部会を設置しまして、審議を経て今回、答申案がまとまったものでございます。お手元の答申案を基に、本日は説明を進めて参りたいと思えます。なお、答申案の本編は非常に分量が多いものとなっておりますので、概要版をもってして説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、概要版の1ページ目を御覧ください。本計画の目的でございますが、文化財保護法に基づき、藤間家住宅主屋が持っている文化財としての価値を明らかにし、その価値を将来にわたって引き継いでいくために策定するものでございます。現在の保存状態や課題を整理し、保存と活用をどう両立していくか、その基本的な考えを定める計画となっております。

計画の所管は市教育委員会博物館が担当しております。令和8年度から概ね10年間を見通して進めていく計画となっております。計画は国の策定指針に基づいており、第1章から第6章の構成となっております。

それでは、1枚めくっていただきまして2ページを御覧ください。第1章計画の概要について説明いたします。

藤間家住宅主屋は昭和7年、1932年に西村建築株式会社的设计によって建てられた木造平屋建ての住宅でございます。一方で、この建物だけが単独で価値を持っているわけではなく、建物が建つ敷地そのものが江戸時代以来の藤間家の屋敷地でございます。市指定史跡である藤間家（近世商家）屋敷跡として文化財の価値を持っております。そのため、本計画では、主屋だけでなく、史

跡、また藤間柳庵や藤間家に関連する資料、屋敷林や石垣なども含めた空間一体の歴史的空間としてとらえております。

文化財の価値につきましては大きく2つに分けて整理をしております。1つ目は、主屋そのものの建築的な価値でございます。昭和初期の住宅近代化を示す建築であること。西村伊作系の設計思想が見られること。そして、東面が洋風、他の面が和風という和洋融合の意匠に特色があることを挙げております。2つ目は敷地や史跡、藤間家の歴史を含めた全体としての価値でございます。近世商家の屋敷跡と近代住宅が重なって存在していること。藤間家や近世近代の茅ヶ崎を伝える古文書や美術工芸品などの資料が残されていること。さらに屋敷林や敷地内の動植物も含めて全体としての文化財の価値を形づくっていると整理させていただいております。

それでは1枚めくっていただいて、3ページを御覧ください。第2章では保存の現状として主屋について述べております。外観、内観ともに創建当時の様子をよく残しておりますが、主に耐震性に課題がある他、屋根をはじめ、経年劣化や外装の強度不足への対応が必要な状況となっていることを課題として挙げさせていただいております。そのため、本計画では昭和7年を復元年次として位置付けた上で、建物部分や部位ごとに整理し、どこを重点的に守るかを明確にししながら、文化財としての価値を損なわずに修理や改修を進めていく考え方を示しております。あわせて耐震補強や、防災設備、公開活用に必要な整備も含めて計画の中でうたっております。

第3章の環境保全計画でございます。藤間家は建物だけではなく敷地や景観、自然環境も含めて価値を持っております。それらをどう守り、どう整えていくかという視点でこの計画を構成させていただいております。

それでは続いて4ページを御覧ください。第4章と第5章になります。まず第4章の防災計画でございますが、藤間家住宅が木造建築であることを踏まえまして、防火・防犯対策を基本に、耐震台風、水害、津波への対応も行うことをうたっております。続きまして第5章については公開活用について説明いたします。本計画では、文化財としての本質的な価値を守り、しっかり守りながら、市民や来訪者に伝え、未来に継承していくことを基本とさせていただいております。また、市の観光協会や周辺の文化資源とも連携しながら、地域の回遊や学びに繋がる活用を目指すとしております。なお、耐震補強後には主屋内部の公開を視野に入れ、必要な整備を進めていく考えでございます。

なお、第6章は概要版からは割愛させていただいておりますが、文化財保護法に基づく法令や関連の諸手続きについて列記をさせていただいております。以上が計画の概要となります。

本日、この計画を御承認いただきましたら、今後のスケジュールでございますが、6月の市教育委員会定例会で答申をさせていただきます。その後、パブリックコメントに向けた手続きに入って参りたいと考えております。およそ夏頃にパブリックコメントを行って夏の終わりごろには計画を策定するという予定で進めて参りたいと考えてございます。説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしく願います。

○（近藤会長）

事務局の説明に対して、御質問等なにかありますでしょうか。

○（五味委員）

全体の内容はこの方向で良いですが、少しわからない表現があるのでお聞きします。第3章の環境保全計画のAというところに「藤間家の中世、近世、近代、現代の歴史的記録としての意向の継承に配慮する」という文章の「意向」というのは、移っていくという意味の「移行」の方ですか。

○（須藤博物館長）

はい。申し訳ございません。これは誤植でございます。いわゆる考古学的な方の「遺構」です。

史跡地に関わる遺構があることに配慮するという意味になります。間違いでございますので訂正いたします。

○（五味委員）

そういう意味ですね。わかりました。中世が入っているのはどういう視点ですか。

○（須藤博物館長）

藤間家住宅を市の指定史跡にする際に中世から連綿と続くということで価値評価をしておるので、中世という文言を入れさせていただいております。

○（五味委員）

中世の頃から藤間家がこの地域にあったのではないかということですね。

○（須藤博物館長）

はい。文書の記録が残っております。

○（五味委員）

わかりました。

○（緒方委員）

藤間家は藤原氏とは関係あるのですか。

○（須藤博物館長）

そこまでは確認できておりません。少なくとも戦国時代以降には存在していたことは文書で確認はできております。

○（五味委員）

少しあやしいですけどね。大体、名主とかそういうものは、ちょうど田沼時代ぐらいから、出てくるので、おそらくもしあるとしたら、相模国風土記稿にあるかどうかというところですかね。少しその辺りはまだ検討の余地があるので、むしろ近世からぐらいにしておいた方が間違いないのではないのでしょうか。

○（須藤博物館長）

今一度、史跡指定の時の資料を確認し、五味委員の御意見も含めまして、こちらの表現を整えたいと思います。ありがとうございます。

○（近藤会長）

その他は何かございますか。

○（五味委員）

藤間家は関東大震災の影響はどのようなのですか。茅ヶ崎は相当被害がありましたよね。

○（須藤博物館長）

今回対象とさせていただいております国登録有形となっている藤間家住宅主屋は関東大震災で元々あった藤間家の母屋が倒壊して、その後、建築するにあたって、いわゆる近現代の住居の考えを取り入れた茅ヶ崎初の住宅として建てられたというものでございます。

○（五味委員）
分かりました。

○（相澤委員）
保存と活用という中で、これから公開していくところまで話をすると、柳島湊という大きな環境の中で、この藤間家があるのだというような紹介をしていくのでしょうか。その辺のお考えをお聞かせください。

○（須藤博物館長）
今回、対象となっておりますのが昭和7年の藤間家住宅主屋となりますので、保存活用計画における公開活用につきましてはこの主屋を中心としたものとさせていただいております。ただ、相澤委員がおっしゃる通り、この敷地とは切っても切り離せないのが廻船業として盛んだった近世の柳島湊であり、文化財的な資料が数多く残っている場所でもございますので、当然、公開活動の中では柳島湊、相模湾の海運、須賀といったものも含めた活用というのを展示や教育活動の中で行っていくことにはなろうかと考えてございます。

○（相澤委員）
今あそこに行っても、この柳島湊を反映したイメージというのは一切残っていないので、パネルでも何でもいから、そういうところはやっぱり不可欠じゃないかと思っておりますので、その視点もよろしくお願いいたします。

○（須藤博物館長）
ありがとうございます。近傍地に昨年度オープンしました道の駅がございます。博物館としても、道の駅とのコミュニケーションは多くとっておりますので、そういったところも含めて、茅ヶ崎のこういった歴史的な価値、文化的な価値、海だけではなくこういう歴史があった上で今の湘南茅ヶ崎があるということを伝えていけるような1つの新しいエリアとして文化財を活用できればというふうに考えております。ありがとうございます。

○（相澤委員）
私もこの前、道の駅に行ったらすごい人手でした。すごいですよ。あそこは人がやっぱり集まります。藤間家と道の駅はどのぐらい離れているのですか。

○（須藤博物館長）
そう遠くはないというところで、例えば道の駅で自転車の貸し出しなどもしておりますので、それで行けばもう数分で行く距離でございます。

○（相澤委員）
うまく連携してできると良いと思います。

○（五味委員）
もう1つ聞きたいのですが、昭和の時代には藤間家はどのような経営を行っていたのですか。

○（須藤博物館長）
昭和期におきましては、もうすでに会社員として働きながら、若干の農業をするという生活をされており、東京の方に通われていたというところでございます。

○（五味委員）

そういうことですか。わかりました。以前、藤間家に行ったときには当主が御存命で色々な絵図類を見せてもらいました。それで聞いたのが、鉄砲道は実はもっと海寄りだったので、そうした点も考えておいてくださいと言われました。そんなようなことで、やっぱりかなり勉強家であり、その結果このような色々なものが残っているというのが非常に望ましいことですね。

○（近藤会長）

その他何かありますでしょうか。

○（緒方委員）

五味委員の話に関連しまして、私は茅ヶ崎が古いものですから、柳島の河口にラグーンがあるので、昭和30年代の小学生のときにハゼ釣りに行っていました。私は東海岸北1丁目なので、すけれども、そこから鉄砲道をずっと歩いて細い道がありましてね。それで漁港通り、今のサザン通りを渡って一本、美濃部坂という坂があります。そこを上って西に行く道がたぶん鉄砲道でした。南湖院の北側を通過して、今の柳島キャンプ場沿いに小出川が流れていました。小出川沿いに歩いていくと着く広いラグーンの近くに釣り道具屋があって、おちょこいっぱいゴカイを買って、日長1日釣っていました。20匹ぐらい釣れたかな。見事な砂丘でした。藤間家はその道よりも随分、遠かったイメージですね。だから南湖院の北側にあった道が多分鉄砲道だと思います。古い話で申し訳ないのですが、五味委員の話に関連してお話させてもらいました。

○（須藤博物館長）

お話ありがとうございます。藤間家によって、このように委員の皆様のお話が広がっていくということが大変うれしく思います。藤間家を我々が今後整備を進めていき、広めていく中でこのような話が市民の皆様の中で広がっていくきっかけとなるような新たな文化財となっていけばと思っています。

○（近藤会長）

よろしく申し上げます。それでは審議事項2市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について、事務局より説明ください。

【審議事項2 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について】

○（事務局）

市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更について説明いたします。本件は審議事項1の保存活用計画とあわせて進めています。藤間家の耐震改修設計を令和8年度にまとめるため、耐震補強の基礎や、地中の配管類をどのように設計するかを決定する必要があります。そのため、地中の遺構の状況を確認し、設計と耐震改修工事の進め方を決定するための基礎情報を得るために試掘調査が必要で、試掘により市指定史跡の現状を変更することになりますので、御審議をお願いする次第でございます。

本件の事業計画及び試掘の概要を説明いたします。図1が市指定史跡の藤間家範囲の概略図となります。図2が調査区の配置図で、過去に行った試掘の配置も載せてございます。図3が調査区の配置図の案で、予定しております基礎範囲、上下水、ガスなどのインフラ関係の場所となります。試掘範囲に関しましても、こちらに書いております。図4が基礎断面図の案となります。

写真1と2が、試掘調査予定地の近景となります。

まず、基礎と配管は藤間家の周囲に位置しておりまして、黒線が藤間家の範囲、赤線が基礎範囲、青、黄色、緑の線がインフラの入れ替え案となります。図4が基礎の断面図になります。現状の案としまして、離れと洋間付近ですね。

離れ付近に関しましては、深さは45センチメートルほど、洋間付近ですと38センチメートルほどの掘削を予定しております。

続いて、試掘の箇所になります。試掘の箇所につきましては、現状の安全性や試掘が可能な場所を、あらかじめ現地を確認しまして、こちらに記載した箇所で行いたいと思います。範囲や深さはあくまで案となりますので、試掘の結果によって工法を検討する方針でいます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○（近藤会長）

建物を保存、維持していくための必要な試掘であるということだと理解しておりますが、それで良いですか。こちらは必須の計画ということによろしいですか。

○（事務局）

そうです。現状、図2で御覧いただきますように、藤間家周辺の基礎付近では試掘を実施してなかったという経緯もあります。そのため遺構があるのかわからない状況でしたので、今回の耐震改修工事に際しての判断材料として、試掘を実施することになりました。

○（須藤博物館長）

補足をさせていただきます。先ほど、審議事項1にて保存活用計画を御説明させていただきました。それと並行して、耐震改修の設計を取り組んでおります。実際にどのように耐震改修を行うのか決めていくのですが、地中でわからない部分がございます。やはり古い建物ですのでどこに配管が通っているのか、図面が全く残っていない部分が結構ございます。それらを確認して、かつ可能な限り影響のないところに、新たな給水配管や電気等の配管を整備いたします。基礎の若干のやり替えも検討しておりますので、それについても可能な限り史跡に影響ないよう、設計を取りまとめていきたいと考えております。そのための基礎情報を集めるため、今回の試掘を行って、検討していきたいと考えております。

○（緒方委員）

理解が進みました。基本的に藤間家をこれから保存維持するために、設備工事をしなくてはいけない。それから耐震補強のために基礎の補強もあるかもしれない。そのため、試掘をして、何か埋まっていないかどうかを確認するということがいいですね。

（事務局）

はい。そう理解いただけますと幸いです。

○（緒方委員）

藤間家を維持管理するために新しく、基礎、上下水道、ガス管等を施工しないといけないと言われてみると私たちにはわかりやすく助かります。そういう方向でこれからも御説明をお願いしたいと思います。

○（近藤会長）

本件には賛成ということで、ぜひ今お話された御配慮もお願いいたします。

それでは審議事項が終わりました。続きまして報告事項1を事務局より説明ください。

【報告事項1 文化財保護担当の令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について】

○（事務局）

報告事項1「文化財保護担当の令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について」、御説明をいたします。資料3-1を御覧ください。令和7年度の事業報告になります。項番1「一般文化財保護事業」につきまして、文化財保護審議会は3回実施予定でしたが、日程の都合上、2回の実施となるなど一部変更はありましたけれども、その他は、概ね当初計画どおりに実施することができました。1月19日に第2回審議会を開催しておりますけれども、それ以降の主な事業といたしましては、下寺尾官衙遺跡群の指定10周年の記念事業としてシンポジウムを2月14日に開催しております。内容としましては三部構成となっております。第一部として官衙遺跡の整備と活用というテーマで記念講演を行い、第二部として国指定の官衙遺跡があります川崎市、四日市市、南相馬市と本市を含めた4市の職員による事例報告を行っております。そして第三部として記念講演の講師と事例報告をした4市の職員を交えたパネルディスカッションを行いました。なお、令和7年度につきましては、決算額がまだ確定していないため、参考として、当初予算額を掲載しております。

令和8年度事業について説明いたします。令和8年度の事業計画につきましては、令和7年度と同様に4つの事業を計画しております。まず項番1、「一般文化財保護事業」につきましては、文化財保護審議会を年3回開催し、文化財の保存と活用について引き続き御審議いただきたいと思っております。また、鶴嶺八幡宮参道及び松並木など、市指定文化財の維持管理のほか、文化財の普及啓発のため、郷土芸能大会や講演会等を開催して参りたいと思っております。

項番2「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」につきましては、市民との協働により、基礎講座を開催するほか、本市の都市資源と丸博の活動を知っていただくため、年2回の季刊誌発行やパネル展示などを予定しております。

項番3「史跡保存整備事業」につきましては、下寺尾遺跡群等保存活用部会の開催のほか、下寺尾遺跡群保存活用連絡会を開催し、下寺尾遺跡群の保存活用について、地域や学識の先生方を交えて、会員間の情報共有や、教育普及、地域の活性化に資する活動を行っていきたく思っております。その他、史跡指定地内の土地の保存管理を行うとともに、史跡地の追加指定などを実施して参ります。

最後に、項番4「埋蔵文化財保護事業」につきましては、開発に伴う窓口照会や、届出事務、試掘確認調査等のほか、発掘調査資料の整理、保存報告書の刊行、前年度に市内で実施した発掘調査の概要を発表して参ります。また、公共事業に伴う発掘調査は、令和4年度から実施している新国道線の街路事業のほか、2か所の実施を予定しております。事業計画については以上でございます。

続きまして、資料3-2を御覧いただきたいと思っております。先ほども申しましたとおり、昨年度は国指定史跡10年を迎えたことから、下寺尾官衙遺跡群に関する公開活用事業を様々行っております。項番2を御覧いただきたいと思っておりますが、(1)は指定10周年を記念する事業として、先ほど申し上げました記念シンポジウムを開催しております。(2)として、記念シンポジウム以外に、指定10周年を冠する事業として、主催・共催・連携事業として実施いたしました。1つ目の、「保存・活用学習会」につきましては、川崎市の協力を得ながら、市民向けに史跡の講義や現地見学などを行いました。2つ目の「小学校コラボ事業」といたしましては、小出小学校6年生を対象に先生方による授業と総合学習の時間を使った市職員による講義を組み合わせた事業として実施いたしました。3つ目の、「さむかわ・ちがさき考古学講座」は寒川町主催事業になりますが、下寺尾周辺と隣接する寒川町の遺跡めぐりと遺跡の講義を実施いたしました。4つ目は博物館における事業になりますが、7月26日から10月13日まで、特別展を開催しました。展示に関連した講演会やギャラリートークのほか、子どもワークショップとして、奈良時代のかりうちや、ミニ鬼瓦づくりなどの古代遊び体験、それから官衙遺跡群周辺のまち歩きなどが実施されました。5つ目の「下寺尾遺跡群保存活用連絡会」としては、会を構成する各団体で行われるイベントに10周年を冠する事業として実施協力をしていただきました。最後に、その他としまして、県立茅ヶ崎北陵高校との連携に

よる遺跡のパネル展示や遺物展示、それから学園祭でのパネルや遺物の展示コーナー、発掘体験コーナーなどを行いまして周知を行ったところでございます。また、青少年課との連携により、青少年フェスティバル子どもふれあいまつりへの出展を通して、史跡パネル展示や発掘体験コーナーを実施することで、児童や生徒への普及啓発なども行いました。

○（近藤会長）

なにか御質問ありますか。

○（五味委員）

この10周年事業というのは今年の2月14日のシンポジウムで一応終わったという理解でよろしいですか。

○（事務局）

はい、シンポジウムを節目としまして終了いたしました。

○（近藤会長）

委員の方々に確認したい点、あるいは質問などありますか。

○（相澤委員）

文化財パトロールということで、毎月御苦勞なことだとは思いますが、これはどのような形で行っているのですか。

○（事務局）

パトロール内容としましては鶴嶺八幡宮参道の松並木の確認が多くなっております。定期的に確認をしに行っておりまして、松の葉の清掃や樹木の確認をしているところになります。また、地域住民からも御連絡いただき、確認しに行くこともあります。

○（相澤委員）

そうすると、市の指定文化財をぐるぐる巡回しているというわけではないですかね。

○（事務局）

文化財全般にといいますか下寺尾地区もそうですし、また貝塚など、市で管理している文化財につきましては、定期的に確認はしております。

○（相澤委員）

仏像などはいかがですか。

○（事務局）

仏像などは管理者が市ではないところもございますので、1つ1つの確認をしておりません。

○（相澤委員）

史跡などは目に見えてわかるからよいのですが、古文書みたいなものは湿気や虫食いなどで、危ない状態になっていたりすることもあります。そうしたことも視野に入れて、文化財パトロールを行っていただきたいと思います。

○（事務局）

承知しました。ありがとうございます。

○（五味委員）

やっぱり文化財全体を5年に1度ぐらい見ておいた方がよいと思いますね。特に古文書は、次の代になると、売っちゃったとか、紙くずにして燃やしちゃったというのはよくありますし、刀などは売り払うことも多いです。ですから、毎月は大変ですけども、何年かに1度ぐらいは文化財全体のパトロールを考えていただいた方がよいかと思います。

○（鈴木委員）

文化財パトロールの件について教えて欲しいのですが、パトロールされている方々が全体で1年に1回とか集まる意見交換会というのは設けられているのでしょうか。こうお聞きしたのは、大和市でも文化財を全部回る人たちがいるのですが、昔の旧制村の単位で、一人一人専門の指導委員という形で置いています。その人たちが巡回して「たまたまお寺行ったときに珍しいことをお坊さんが教えてくれた」とか「公開してない仏像があった」「使っていない農具がある」などの色々な情報を言ってくれます。全体で意見交換会を行うと相乗効果で、そういうことを報告するのとか、そこまでやった方がいいのかとかと皆さんの探究度も上がるのでよいと思っています。そうした理由でお聞きしているのですが1年に1回全体で集まる会合というのは特にはないのですか。

○（事務局）

本市では実際に確認しているのは市の職員ではありまして、今おっしゃられたような会合というものはございません。小出地区まちぢから協議会の中に下寺尾遺跡部会という部会がありまして、そちらの会議の中で下寺尾の廃寺跡のパトロールをしていただいているところがあります。また、一緒に草刈りをさせていただいたり、何かご意見があったりとかするとき、その会議の場で御報告いただいたりなどの場はございます。

○（鈴木委員）

文化財パトロールに従事しているのは何人ですか。

○（事務局）

2名の職員が対応しております。

○（鈴木委員）

市民が手伝っているわけではないのですね。

○（事務局）

そうです。基本的に市職員で対応しております。

○（鈴木委員）

わかりました。

○（近藤会長）

非常に数多い事業をやられておりますが、文化財を身近にして、市民が「私たちの文化財」と感じることも重要ですので、文化財保護事業をさらに活性化するためによりしくお願いいたします。今年度の審議会は何回予定されていますか。

○（事務局）

本会議を第1回目としまして、残り第2回、第3回が控えております。

○（近藤会長）

それでは、また気になる点が委員の皆様からありましたら、今後の審議会で発言していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の報告事項を事務局より御説明ください。

【報告事項 2 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について】

○（事務局）

それでは、資料 4「市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」についてを御覧ください。

令和 7 年度の維持管理の対応について、(1) 市職員による対応として、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、主に参道清掃等の管理を 27 回行いました。また、(2) としまして市職員では対応できない剪定を、令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 3 月 19 日にかけて造園業者に委託し、実施いたしました。委託した剪定樹木は 22 本であり、民地越境や電線接触などの解消を図りました。資料では施工例として、東側 No. 8 の剪定前と剪定後の写真を載せております。次に(3) 歩道補修につきまして、松の根上がりにより歩道を構成するインターロッキングブロックの浮き上がりや、陥没が確認されたため、令和 8 年 3 月 27 日に道路業者による補修を 6 か所で行いました。資料では施工例として、東側 No. 14 の施工前と施工後の写真を載せております。令和 8 年度におきましても、引き続き、参道清掃、維持管理上の剪定を行う予定です。

次に、「2__保存に影響を及ぼす行為等への対応」としては、令和 7 年度は車両と松の接触事故が 5 件発生いたしました。いずれも倒木につながる損傷ではなく、経過観察を続けておりますが、異常は見られておりません。鶴嶺八幡宮参道及び松並木についての報告は、以上になります。

○（近藤会長）

緒方委員、この件に関して何か御意見ありますか。

○（緒方委員）

松並木の維持は大変ですよ。でもぜひ守っていただきたいと思います。これは繰り返しになりますけれども、道路の一方通行化、歩道の拡幅をお願いしたいです。大きな課題だと思います。交通事情があって警察の許可が下りないという話も聞いていますが、今の松がこれから元気に生きていってもらうためには、一方通行化が必要と考えています。舗装の影響が松の根にどのくらいあるかっていうのは、専門家も含めて多分誰も調べられていないと思います。松にとっては舗装しないほうがよいに決まっているんです。生き物にとって舗装は基本的なシステムを壊します。東側の農地であるとか、西側の宅地であるとか、舗装してない部分のことを舗装によって完全に切ります。最善の方法は、透水性舗装にする。それで根の状態を見ながら、歩道を押し上げている根を切って、もう 1 回歩道を修復する。また、基本的には車椅子は通れないですよ。だから、歩道を道路側に広げることによって、車椅子が通るスペースは確保できますし、歩くことが不自由な方がつまづくこともありません。その辺を課題として、お考えいただきたいと思います。

また、この前も申し上げたのは、電線の地中化です。電線、電話線が枝に引っかかっています。電線支障に関しては、松の形が悪くなるかもしれないけど、それは切ってもいいでしょうと私が判断できる範囲では申し上げています。しかし、やはり電線はない方がよいです。景観を守るという意味では、国道 1 号からずっと南口にかけて、電線地中化が行われています。空が見えて、すごいすっきりしていますよね。多分どなたも景色がよくなったと思っています。昔、私は学生時代に蘆山に行きました。5 万分の 1 の地図に点々があるかどうかの道で、大丈夫かなって歩いていったところ、たばこの吸い殻がちょっとあってほっとしたことがあります。だから、人間の跡みたいのがあってほっとすることはあるのです。電線がなくなって、人間の痕跡がなくなることはほっとしてもいけないのかもしれないけども、そういう矛盾の中で多分行政は仕事をされているのだ

と思います。

最初のときにお話したように、私たちの小学校のときは十間坂までが茅ヶ崎小学校の学区でした。それで、中学に上がったときに梅田小学校ができたと思います。友人が十間坂にいまして、第六天神社に行って、裏側に回った時に、もう一面に広がる田んぼと延々と続く松並木を見た記憶があります。それが今はもう家がいっぱい建ってびっくりじゃないですか。ただそれだけ残してきた歴史、それこそ五味委員とか鈴木委員の世界かもしれないけれども、鶴嶺八幡宮があって、東海道がありました。東海道は砂丘上ですから松並木植えて作りました。それを鶴嶺八幡宮に向かって松並木にしよう。あれだけの低湿地に松を植えようなんていうのはもう非科学的なことなんです。あの土地は松には向いてないです。私は鶴嶺八幡宮ができて何年か知りませんが、500年ぐらいの間かな。それでも風景として景観として守ってきた住民の方たちの熱意から、鶴嶺八幡宮の熱意みたいなことをぜひこれからも守っていただきたい。松の剪定は、人間の勝手な都合で切り整えることです。でも木の意はまるっきりないわけですよ。こんな馬鹿な話、言ってもしょうがないけれども、木にも意はあります。松も小さなますの中で、微妙に移動しています。

一方通行化や歩道拡幅、電線地中化は非常に難問だとは思いますが、半歩でもいいので前進していただくとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○（近藤会長）

よろしくをお願いします。

【報告事項3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画の策定状況について】

○（事務局）

続きまして、報告事項3「史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画の策定状況について」御報告いたします。資料5を御覧ください。

保存活用計画の策定状況につきましては、前回1月に開催した令和7年度第2回審議会で御説明しましたとおり、令和7年度と令和8年度の2か年事業として策定作業を進めているところになります。第2回審議会開催以降で、下寺尾遺跡群等保存・活用部会を2回開催いたしまして審議を重ねて参りました。この保存活用計画につきましては、古代の役所や古代寺院があります下寺尾官衙遺跡群と弥生時代の環濠集落跡であります下寺尾西方遺跡の2つの国指定史跡を対象とした計画になっております。同一地点に異なる時代の遺跡が大きく重なって存在するため、これまで「重なる史跡」としての基本的な考え方について御意見をいただき、また全体の構成についても御意見をいただいていたところでございます。現在いただいた御意見を踏まえまして、事務局で素案の作成作業を進めているところになります。資料5としてお配りしました、第4回部会の会議の概要を掲載いたしましたけれども、当日は概要にも記載しましたとおり、オブザーバーとして文化庁の主任文化財調査官をお招きいたしまして、審議会終了後に文化財の保存活用に関する専門的見地からの御意見をいただいたところになります。また、令和7年度、8年度の2か年事業の中間地点としての進捗等を御確認いただいたという形になります。保存活用計画の策定にあたっては、文化庁の指導助言を引き続き賜りながら進めていきたいと考えてございます。

○（近藤会長）

保存活用計画の活字化は、今年度あるいは次年度ですか。

○（事務局）

令和8年度中には策定をしなければなりませんので、今年度中に策定を進めていきます。

○（近藤会長）

保存活用計画の次の段取りも待っています。保存活用計画があって、地域や国の歴史がわかると

いう第一歩、第二歩になると私は考えています。だから、苦しくても、少しこらえて行っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○（事務局）

それでは、最後に非公開事項ということで、もう1件ございますので、引き続き御報告をさせていただきます。

【報告事項4 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定について】

（非公開）

○（近藤会長）

私がお預かりした議題は終了しました。その他として事務局にお返しします。

○（仲手川社会教育課長）

はい。最後に事務局より委員の皆様へ御報告とお礼を申し上げたいと思います。現在の文化財保護審議会委員の任期につきましては、本年6月30日をもって7名の委員のうち5名の皆様が任期満了を迎えられます。具体的には、近藤会長、相澤委員、緒方委員、五味委員、鈴木委員になります。委員の皆様におかれましては、この2年間、貴重なお時間を割いて御出席いただき、専門的見地から熱心に御審議、御助言を賜りましたことに心より深く感謝申し上げます。文化財の保存活用に関する重要案件につきまして、委員の皆様からいただいた御助言は、本市の文化財行政を進める上で大変大きな支えとなっております。改めましてこれまでの御尽力に厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

今後の委員の改選に当たりましては、改めて事務局より個別に御連絡を差し上げ、再任についてのお考えや、体調や御家庭の御事情なども含め、委員をお引き受けいただくことが可能かどうか、御意向を確認させていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。その上で市として次期委員のお願いについて検討し決定して参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。これまでの2年間本当にありがとうございました。

○（五味委員）

この場で意向を申し上げてもよろしいですか。

○（仲手川社会教育課長）

皆様の色々な事情もあるかと思いますが、後日、個別に御連絡をさせていただきます。

○（五味委員）

わかりました。

○（仲手川社会教育課長）

それでは以上をもちまして、令和8年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。